

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年7月3日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

タイへの渡航についてのご案内

- 昨日ご案内のように7月2日CAAT告知によりタイ入国を許可する乗客はCOVID-19問題解決センター（CCSA）命令第7/2563号別紙に規定する感染防止措置（4ページ目ご参照）に従うことを求められます。
- 中でも入国に当たり重要な書類は、PCR検査による陰性証明書その他、**出発国のタイ大使館・領事館発行の入国証明書(COE; Certificate of Entry)**になります。
- 7月3日タイ時間午前9時現在、在東京タイ大使館、在大阪タイ領事館ホームページでは本件について情報は開示されておられません。
- しかしながら、在ニューデリー、在シンガポールタイ大使館ホームページでは開示済ですので、日本も同様の手続きとなると思われます。したがって、皆様のご参考までに次ページにCOE申請手続きの内容をご案内いたします。

入国証明書(COE)発行手続きのご案内

(在ニューデリー、シンガポールタイ大使館HPより)

- 就労被許可者本人渡航の場合の必要書類：①就労許可証（ワークパミット）またはタイ政府発行の就労許可（例：トートー3）コピー②パスポートコピー③COVID-19治療費をカバーする保険金10万米ドル以上の健康保険証書コピー④宣言書
- 就労被許可者の配偶者・子女渡航の場合の必要書類：申請者各人について上記②から④に加え、婚姻・出生証明書コピー（日本の場合は戸籍謄本となると思われます）
- なお、④宣言書はニューデリーではCOE申請書類に含まれますが、シンガポールでは渡航時の必要書類となります。
- 在シンガポール大使館では、**COE受領時**に①Fly To Fit健康証明書（出発から72時間以内に発行）、②RT-PCR法陰性証明書（出発から72時間以内に発行）、③フライト予約確認書、④ASQ宿泊予約確認書の提出も求められます。
- 宣言書は下記からダウンロード可能です。なお、ご参考までに日本語訳を添付いたします。
[https://www.thaiembassy.sg/sites/default/files/Declaration%20form%20\(1\).doc](https://www.thaiembassy.sg/sites/default/files/Declaration%20form%20(1).doc)
- 発行までの所要日数 10営業日以上

COVID-19問題解決センター（CCSA）命令第7/2563号別紙に規定する感染防止措置（一部のみ抜粋）

入国時に必要な主な書類		入国証明書(COE)	Fit To Fly健康証明	RT-PCR検査証明	ASQ予約確認書	到着後の主な措置
⑤タイ国籍を有していない者で就労許可証または法律に従いタイで就労を許可された者及びその配偶者及び子女		○	○	○	○	①14日間ASQ強制隔離 ②アプリ監視 ③隔離中にPCR検査2回
⑪タイ国籍を有していないが外国とのSpecial Arrangement*に従いタイ国内への入国が許可された者 *現時点で詳細不明	長期	○	○	○	○	①到着時にPCR検査 ②渡航計画通りか監視 ③専用車両の使用
	短期	○	○	○	× 宿泊先の予約確認書+ 渡航計画書	

(注)①COEは渡航前に出発国のタイ大使館/領事館で申請します。日本での申請必要書類等はタイ大使館/領事館から未公表です。
 ②日本で自費で渡航のためのPCR検査を受けられるクリニックのリストです。→<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/pcr20200702.pdf>
 ③代替隔離施設(ASQ)は現時点で14箇所です。→ 1. Movenpick wellness BDMS Resort Hotel 2. Qiu Hotel 3. The Idle residence
 4. Grand Richmond Hotel 5. Royal Benja Hotel 6. Anantara Siam Bangkok Hotel 7. Grande Centerpoint Hotel Sukhumvit 55 8. AMARA Hotel 9. The Kinn Bangkok hotel 10. Siam mandarina Hotel 11. TwoThree Hotel 12. Anantara Riverside Bangkok Resort 13. Tango Hotel 14. Amari BURIRAM UNITED Hotel

ソングラウン休暇の振替え

- 4月13～15日のソングラウン（タイ正月）休暇は、今月以降、1日ずつ振替えすることになりました。これに伴う対応は下記のようになりますので、休日出勤手当の発生にご注意願います。
 - 1) ソングラウン休暇の振替休日を社員へ未だ付与していない場合、7月27日をソングラウン休暇の振替休日として社員に付与する必要。もし、7月27日に社員を働かせる場合は休日出勤手当を払う必要がある。
 - 2) ソングラウン休暇の振替休日を社員へ既に付与している場合、2020年7月27日に社員を働かせても休日出勤手当を払う必要が無い。